

北の縄文の価値・魅力発信イベント出展委託業務 企画提案説明書

1 委託業務の名称

北の縄文の価値・魅力発信イベント出展委託業務

2 業務の目的

道は、令和3年（2021年）3月に策定した「北海道における縄文世界遺産の活用のあり方」において、北海道の縄文遺跡を中核としたまちづくりなどの取組を進めていくこととしており、北海道の縄文（以下「北の縄文」という。）の価値をストーリーとして紡ぎ、多くの人々に共感や感動を与えられるよう磨きあげることで、新たな価値を創造し、地域に交流と賑わいを創出していくことを目指している。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光需要の減少などにより、令和3年（2021年）7月の「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に伴う北の縄文のPR効果は限定的となっており、また、年齢別では、50代・60代に比べて10代から30代の若年層における世界遺産登録の認知度や遺跡への訪問回数が少ない傾向にあることから、これまで縄文を知らなかった若年層に対して北の縄文の価値と魅力を発信し、それらを理解してもらうことで、世界遺産及び北の縄文の認知度を向上させる必要がある。

以上から、本事業では、北の縄文の価値・魅力を発信するイベントを通じて、ポストコロナを見据えた「北の縄文ファン」の裾野の拡大を図ることを目的とする。

3 業務の内容

北の縄文の価値・魅力発信イベントの出展

(1) 会場

東京都内及び大阪府内1箇所ずつ

(2) 実施期間

令和4年（2022年）12月～令和5年（2023年）3月のうち土曜日、日曜日又は祝日を含む2日間とし、東京会場と大阪会場のイベント実施期間を重複させないこと。

(3) 実施内容

これまで縄文への関心が低かった若年層をターゲットに、異分野のイベントや人の往来が多い会場等を活用して、北の縄文の価値・魅力発信イベントを実施すること。

ア イベントでは、北の縄文への理解促進が図られる内容とすること。

(ア) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」について、道内に所在する構成資産及び関連資産に関する展示用パネル及び自立式バナーを作成しアイキャッチとして活用すること。

(イ) 縄文に関する体験コーナーを設け、参加型の企画を行うこと。また、体験に使用する資材については受託者が用意すること。

(ウ) イベント会場は、来場者の目を惹くような外観やレイアウトを設定し、特に認知度の低い若年層の興味関心を引き出す展示をするなど、集客に努めること。

(エ) 実施に当たっては、道が保有する次の資材の活用が可能である。

a ポスター、幟及び横断幕

b パンフレット、チラシ等の配布物

c 縄文の魅力を発信する動画 等

(オ) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」が所在する市町などの食や観光に関する情報や、民族共生象徴空間（ウポポイ）等の地域資源のPRについてもイベント内容に含むこと。

イ 若年層向けに「北海道・北東北の縄文遺跡群」や北の縄文をPRする配布物（パンフレット、ノベルティ、デジタルコンテンツ等）を作成すること。

ウ イベント会場の設営、撤収及びイベント期間中の運営を行うこと。

エ イベントの実施に際して、効果的な広告を発出して集客に努めること。

オ 来場者に対して、「北海道・北東北の縄文遺跡群」を含む北の縄文の認知度や魅力など

に関するアンケート調査を行うこと。

カ 新型コロナウイルス感染症に伴い、イベントの開催が困難になるなど、事業実施の前提条件が変化した場合の代替的な対応案についても、併せて企画提案すること。

キ イベントの実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症に関する政府又は北海道が策定する直近の方針などを踏まえ、「新北海道スタイル」の実践や業界団体が策定した業種別のガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底すること。

ク その他必要事項については道と協議の上、進めること。

(4) 結果分析及び報告書等の提出

ア 来場者アンケートの結果分析

上記(3)オで実施する来場者アンケートを基にイベントの効果を検証するとともに、イベント内容全般及び広報や会場対応など実施体制に対する課題を分析し、今後の類似事業を実施するうえで留意する事項などをまとめること。

また、国内外の他の世界遺産や日本遺産・北海道遺産をはじめとする他の文化遺産等との交流と併せて北の縄文をPRすると仮定した場合の、ファン層の拡大に資する独自事業、連携事業の企画提案をすること。

イ 報告書等の提出

委託期間満了までに、報告書及び委託契約に係る決算書を提出すること。

(ア) 納入成果物 上記(3)及び(4)アの成果を取りまとめたもの

(イ) 納入形態 紙媒体3部及び電子媒体1式(CD-ROM等)

(ウ) 納入期限 令和5年(2023年)3月24日(金)

※本委託業務における成果品(データ)の所有権及び著作権は委託者に帰属する。

4 業務処理にあたっての留意事項

(1) 本説明書の内容を踏まえ、事業者の自由かつ柔軟な発想をもって、事業内容を充実し、当該業務の目的を達成するための企画を提案すること。

(2) 企画に基づく事業の実施を行うこと。

ア イベントの実施にあたって、既存のイベント等とタイアップしてイベントを開催する場合は、発生する経費(控え室、会場設営等に係る費用等)は、イベント主催者等と十分協議の上、受託者が負担することとし、併せて必要な連絡調整を行い、その際に必要な施設・設備及び人員の確保、資料などの手配を行うこと。

イ PR素材などの制作や利用に関しては、内容を精査の上、事前に委託者や関係者に確認し、著作権等の問題が発生しないようにするとともに、著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者が行うこと。

ウ 事業を実施するにあたって、参加者から縄文の歴史や文化などの質問に回答できる人員を確保するなど、事業を確実かつ効果的に遂行できる体制を構築すること。

(3) それぞれの事業の企画告知、広報にあたって、効果的な時期・内容を選定した上で実施するとともに、事前に、委託者や関係機関に確認を行った上で実施すること。

(4) 各業務の進行管理を適切に行うこと。

(5) 上記事業を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染症に関する政府又は北海道が策定する直近の方針などを踏まえ、「新北海道スタイル」の実践や業界団体が策定した業種別のガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底すること。

5 委託期間

契約締結日から令和5年(2023年)3月24日(金)まで

6 予算上限額

5,200千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

7 委託契約の方法及び根拠

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約相手方の選定

本事業については、過年度のアンケート調査で世界遺産登録の認知度や遺跡への訪問回数が低かった若年層をターゲットに価値と魅力を発信し、新たな北の縄文ファンの獲得を目的としているものであり、そのためのイベント企画及び運営に当たって高度な専門的知識及び豊富な経験に基づく分析と判断が必要である。

また、イベント内容の効果的な提案については、様々な手法が考えられることから、業務の最適な処理方法や成果の水準をあらかじめ設定することができず、契約に係る仕様を具体的に提示することが困難である。

以上から、本委託業務が最大限の成果をあげるためには、予算上限額を提示した上で、高度な専門的知識や技術等を持つ事業者の企画提案の中からより優れたものを選定することが適当であると判断されるため、公募型プロポーザル方式を採用する。

(3) 根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（契約の性質又は目的が競合入札に適さないもの）及び北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)（契約の目的物が代替性のないものであるとき）に該当し、随意契約とする。

8 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格、企画提案内容及び評価基準

(1) プロポーザル参加資格

ア 単体の法人若しくは団体又は、複数の法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

イ コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

(ア) 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に存在すること。

(イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被補佐人又被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない）でないこと。

(ウ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(エ) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(オ) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

(カ) 暴力団関係事業者等でないこと。

(キ) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

a 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）

b 本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）

c 消費税及び地方消費税

(ク) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合は除く）。

a 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条に規定による届出

b 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

c 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(ケ) コンソーシアムの構成員が単体の法人又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

(コ) 団体においては、団体規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。

- (サ) 特定非営利活動法人の場合は、直近2年度分の特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所管庁へ提出していること。
- (2) 企画提案内容
企画提案書により提出すること。
- (3) 評価基準
企画提案は、次の項目について審査し、総合的に判断する。
 - ア 事業者の業務遂行能力
 - (ア) 業務を実施するにあたり、「北海道・北東北の縄文遺跡群」を含む北海道の縄文遺跡及び文化に関する知識を有しているか。また、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の保存・活用に向けた取組について正しく理解しているか。
 - (イ) イベント企画・実施及び広告宣伝に関し、十分な実績を持ち、関連業務のノウハウを有する事業者とのネットワークを有しているか。
 - (ウ) 業務を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールか。
- イ 企画提案の内容
 - (ア) 北の縄文価値・魅力発信イベントの企画業務
 - a ターゲットである若年層に対して効果的にPRできる企画を期待できるか。
 - b イベント内容は、来場者が楽しみながら北の縄文の魅力に触れてもらえる内容となっているか。
 - c 新型コロナウイルス感染症に伴い、イベントの開催が困難になるなど、事業実施の前提条件が変化した場合の代替的な対応案についても、併せて企画提案されているか。
 - d イベント企画・実施において新型コロナウイルス感染症への適切な対策を期待できるか。
 - (イ) 報告書等の作成
報告書の内容が、分かりやすい記述・構成となるとともに、図表やデータを使用するなどの工夫が期待できるか。

9 プロポーザル審議会での受託者の決定方法

プロポーザル審議会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明（ヒアリング）を受け、8の企画提案の基準に基づき採点を行い、得点及び特記事項等を勘案した審査により1者を選定する（日時、場所は別途通知）。

なお、企画提案書の提出が6者以上ある場合には、審査会において、企画提案書の内容の審査及び評価を行い、当該業務の内容に適すると認められる5者のヒアリング審査参加者を選定する。

10 契約書及び業務処理要領

選定された企画提案書を作成した者に対して別途作成・提示する。

11 契約に関する基本事項

特定者と締結する契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 提案内容の修正
採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。
- (2) 見積書の提出
プロポーザル審査会で選定された企画提案者に対して、所定の手続きを経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上とするが、免除する場合がある。
- (4) 再委託の禁止
業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (5) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の扱い
成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉、又は処理は受

託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含む。

なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

12 業務上の留意事項

業務上の詳細については、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議して決定する。

13 資格審査申請書、企画提案書の提出期限等

(1) 資格審査申請書の提出期限、場所、方法、部数

- ア 提出期限 令和4年（2022年）8月12日（金）午後5時必着
- イ 提出場所 (4)の担当部局と同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる）とする。
- エ 提出様式 別添1のとおり
- オ 提出部数 1部

(2) 企画提案書の提出期限、場所、方法、部数

- ア 提出期限 令和4年（2022年）8月24日（水）午後5時必着
- イ 提出場所 (4)の担当部局と同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる）とする。
- エ 提出様式 任意様式とする。
※別紙「（標準様式）企画提案書」参考。
- オ 提出部数 6部（法人名等については、1部のみ記載し、残り5部については、それらを記載しないこと。また文中にも法人名等を記載しないこと。）

(3) 質問の受付

電子メール（メールアドレス：kansei.bunka@pref.hokkaido.lg.jp）で受け付けます。「件名」に【質問：北の縄文の価値・魅力発信イベント出展委託業務＜企業名＞】と明記し、本文に事業者名、担当職・氏名及び連絡先電話番号を記載した上で、質問事項を明記してください。

なお、質問内容の趣旨等を確認させていただく場合があります。

送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(4) 提出窓口

〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室
担当 梅田 彩加
電話 011-231-4111（内線24-145）
FAX 011-232-8695

14 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は企画提案に参加の意思がないものとみなす。
- (4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本円
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 関連情報を収集するための窓口
13(4)に同じ
- (7) 審査結果及び特定者名
公表する。